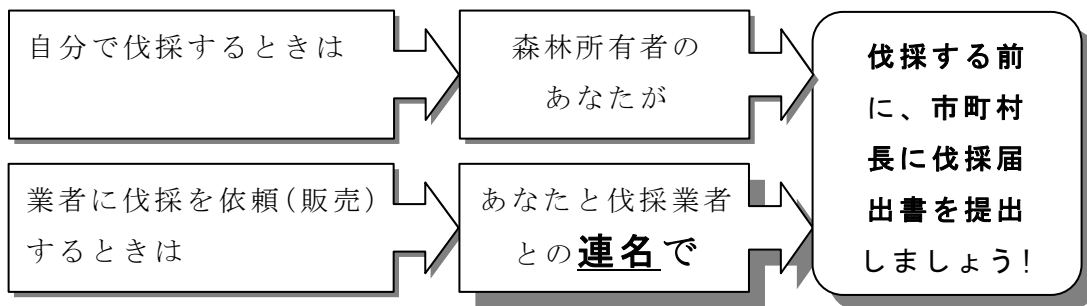


# 森林の伐採には届出が必要です

森林は所有されている方の財産であるばかりでなく、水源涵養や地球温暖化防止などの役割を果たすなど、地域社会にとって貴重な資源でもあります。

森林を適切に維持管理するため、森林の立木を伐採するときは、事前に市町村長に届出することが森林法で定められています。



添付書類（平成 31 年 4 月 1 日施行）

- (1) ①森林の土地所有者②森林所有者の住所③伐採の権原を有する者であることを確認できる書類（例：登記事項証明書、住民票、立木の売買契約書等）
- (2) 伐採区域を確認できる書類
- (3) その他、市町村長が必要と認める書類

※造林(植栽や天然更新等)や転用が完了したときは、伐採後の造林に係る森林の状況の報告を市町村長に提出することが義務付けられています。

## 【伐採するとき】

届出時期 : 実際に伐採を始める 90 日から 30 日前まで。

届出先 : 伐採する森林の所在する市町村長。

## 【造林したとき】

報告時期 : 造林完了後 30 日以内。(転用は伐採後 30 日以内)

報告先 : 伐採した森林の所在する市町村長。

## 【様式&問合せ】

矢巾町 産業観光課 農林振興係 tel 019-611-2615